



**University of
Zurich^{UZH}**

**Institute of Asian and Oriental Studies
Mercator Chair in Social Science of Japan**

日本・スイス自由貿易経済連携協定の適用の 実状

- アンケート調査のミクロ分析からの結果 -

Authors:

Chiavacci, David*
Blind, Georg*
Schaub, Matthias**
Ziltener, Patrick*

* University of Zurich

** University of St. Gallen

Keywords:

自由貿易協定 ミクロ分析 企業による適用

Working Paper Series in Social Science of Japan

02/2012

日本・スイス自由貿易経済連携協定の適用の実状 アンケート調査におけるミクロ分析からの結果¹

David Chiavacci¹, Georg Blind², Matthias Schaub³, Patrik Ziltener⁴
¹チューリッヒ大学 ²ザンクト・ガレン大学

概要

2009年9月、日本・スイス自由貿易経済連携協定が発効した。当研究は、この協定の2010年末までの適用度と効果性を二国貿易の取引がある企業を対象としたオンラインアンケート調査及び電話インタビュー調査により作成した独自ミクロデータをベースとして、企業が自由貿易経済連携協定を適用する尤度に影響を及ぼす要因を研究した。このミクロ分析の結果を見ると、両国の輸出に関して同協定の適用度が高く、増加する傾向にもあることが分かったが、この適用度は産業によってかなり違いもあった。これらの結果を総じて判断すれば、この自由貿易経済連携協定が、発効してから16ヶ月間という短い期間にも関わらず成果を出していると思えることができる。

1. 序文

我々の別掲となる貿易データも用いた二段階のマクロとメゾ分析による(CHIAVACCI, BLIND et al. 2012) 日本・スイス自由貿易経済連携協定の適応度には、産業によって著しい差があることが明らかになった。その原因を明らかにするために、本稿では二国間貿易の取引先の企業を対象としたアンケート調査というミクロ分析に取り組んだ。ミクロ分析に重点を置くことによって、より明確な状況を掴むことが可能になると考えたからである。

企業のミクロ経済学的な視点からみると、日本と日本市場はスイス輸出者にとって非常に重要である。百年以上前から、日本はスイスにとって最も重要なアジアの貿易相手国であったが、2010年を機として、中国がスイスの輸出先の一番重要な市場になった。とは言えスイスにとって日本は重要な投資国である。日本市場の問題点に直面し、撤退する他の西洋先進国の企業と比べると、日本においてスイス企業は成功を果たしていると言える (CHIAVACCI 2004;

1この論文は原文の部分的な和訳であり、原文（ドイツ語）は学術ジャーナル「Asiatische Studien・Études Asiatiques LXVI・1・2012」に掲載されている。

CHIAVACCI, LOTTANTI 1999)。

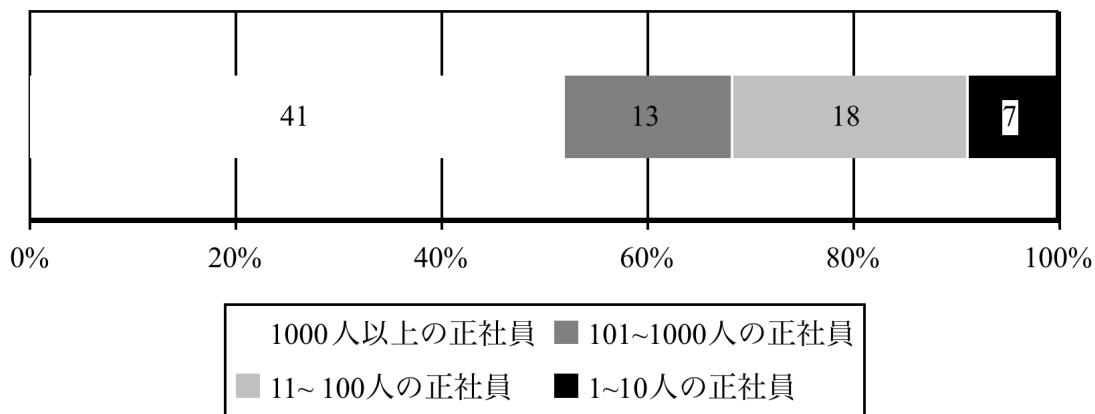
逆に日本経済にとって比較的小規模なスイス市場は存在感が薄い。1990年代半ば以降、日系企業のスイスへの直接投資は減少したが、その主な理由として、株式市場及び不動産バブルの崩壊に伴う日本財政の緊縮が、スイス金融界からの日系銀行と金融機関の撤退を促したことが挙げられる。しかし2011年に武田製薬によるスイスの製薬大手ナイコメッドの買収や電機大手の東芝によるスイスの電力計大手ランディス・ギアの買収という巨大投資プロジェクトが相次いだ事で、今後直接投資の流行が復活する可能性もある。だが新たな日系企業のスイスへの投資がトレンドの復帰をもたらすかは現在未知数である。

本論文の構成は以下の通りである。第2章で経済主体レベルでのミクロ分析を行うためのアンケート調査、方法及びサンプルの性質について言及する。第3章のアンケート調査の結果は3節から成り立っている。1節では自由貿易協定の適用度についてのアンケート調査の結果、2節は自由貿易協定の適用度に影響を及ぼす要素についてのアンケート調査の結果について述べる。3節では自由貿易協定を適用しない理由について論及する。最後の4章は同じ対象について調査した他の研究結果との比較とまとめ、また方法論に関する考察についても取り上げる。

第2章 アンケート調査方法とサンプルの性質

自由貿易経済連携協定の適用を企業のミクロレベルで分析するため、在日スイス商工会議所 (Swiss Chamber of Commerce and Industry in Japan, SCCIJ) とスイスー日本商工会議所 (Swiss-Japanese Chamber of Commerce) の会員に対して、自由貿易経済連携協定についてのオンライン・アンケート調査を英語で行った。両会議所合わせて79社がこの調査に参加した。両会議所の会員は合計約230社であるが、同時に両方の会議所の会員である企業もあることを考慮すると、回答率は35~40%となる。それゆえこのサンプルは、スイス・日本二国間の自由貿易経済連携協定に関連した企業を代表するものと言えるだろう。だが自由貿易経済連携協定を適用している企業の方が、アンケート調査にも多く応じる傾向が高く、その結果数値の上昇につながる可能性がある。そのため2011年11月、自由貿易経済連携協定を適用しない理由を聞くために、企業に対して電話調査を実施した。図1は調査に応じた79社を正社員の人数別に表示している。その打ち分けは、9%は正社員数が10人以下の小企業を示し、4分の1が11~100人の正社員を雇っている企業である。正社員数が101~1000人の企業を占める割合は17%だが、5割を超える企業が1000人以上の正社員を雇っている企業である。後に触れる前回の調査でも、規模の大きい企業が自由貿易経済連携協定を適用する傾向が強いという結果が出ているが、当調査のサンプルの構成でも、同じ傾向があることが実証された。

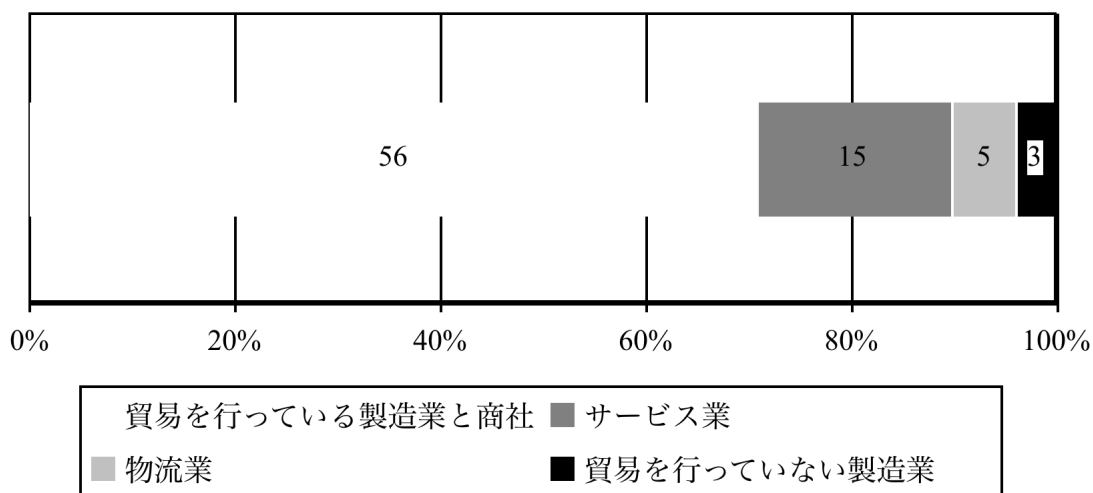
図1 調査に応じた企業（サンプル）の正社員数別構造



出典：2010年の秋に行ったSCCIJとSJCCの会員である企業を対象とした調査の結果に基づく独自の分析。

図2では、サンプルを産業部門別に分析している。サンプルの内、4%未満は自ら貿易を行っていない製造業、6%超は物流業である。次にサービス業が約19%を占める。その他は自ら取引活動を行っている製造業と商社で約70%と、この調査で最大の割合を示している。本論文が最も関心を持つのはこの7割の企業で、これらの企業が以下の分析の対象となっている。

図2 アンケート調査によるサンプルの事業類



出典：2010年の秋に行ったSCCIJとSJCCの会員である企業を対象とした調査の結果に基づく独自の分析。

これから行う分析では、サンプルの約70%を占める56社の企業を日系とスイス系の区別をせずに、スイスから日本へ輸出する（SEJ）と日本からスイスへ輸出する（JES）企業に分類している。自ら取引活動を行っている56社の製造業と商社の中で、両国間の輸出入を行っている、と述べた8社は両方の貿易流量としてそれぞれ数えられるため、次に行われた分析は、31社のJESと33社のSEJからなる合計64件のサンプルとなる。

第3章 アンケート調査の結果

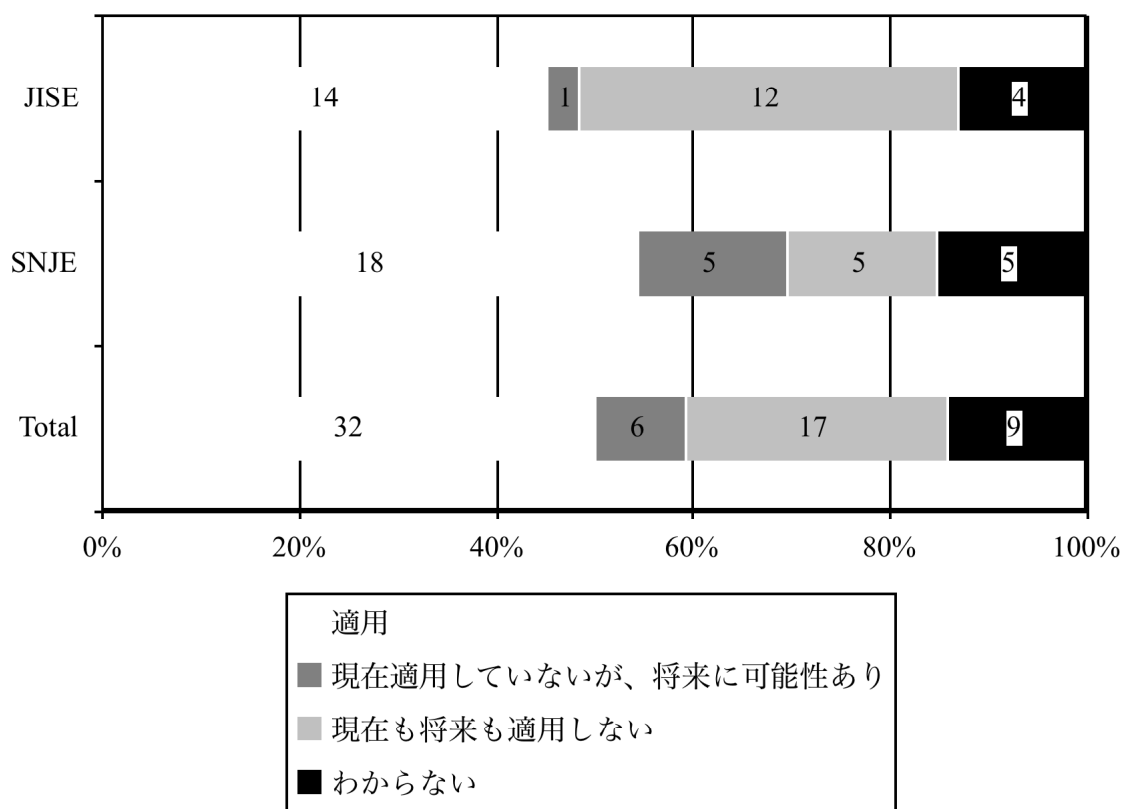
第3章1節 自由貿易協定の適用度

自由貿易経済連携協定の適用度については、全体的適用率（general utilization rate, GUR）と調整適用率（adjusted utilization rate, AUR）を区別して計算する。GURは自由貿易経済連携協定に伴い、免税や減税となった輸入物品の総額の割合を意味するが、自由貿易経済連携協定の発効以前に自由化の対象となっていた物品や、発効後も対象外である品目も含まれていることに注意する必要がある。さもないとGURにおいては、自由貿易経済協定の適用率を低く計算してしまうという測定誤差が生じる。このような理由のため、自由貿易経済連携協定による自由化の対象となっている品目の総額をベースとした割合であるAURの計算もする。

自由貿易経済連携協定を適用するのか、という質問に対する回答は、図3に表示されている。JESとSEJ、両方の企業で、自由貿易経済連携協定に関する情報を得ていない、と答えた割合は10%を超えた。情報を得られないのは、回答を記入した社員がこの協定に関する情報を得ていない、あるいは貿易取引に伴う自由貿易経済協定の適用を担当しているのは社外の第三者である、という理由によるものであった。自由貿易経済連携協定を適用していない企業の割合は、JESとSEJ企業によってかなり異なる。JES企業の中12社、つまり約40%の企業が自由貿易経済連携協定を適用しておらず、SEJ企業は5社、約15%に満たない。従って自由貿易経済連携協定を適用しているSEJの企業の割合が54.5%と、SEJの企業に占める45.2%に対して1割も高い。自由貿易経済連携協定を将来適用する可能性があると答えた企業の割合も加算すると、SEJの企業が約7割でJESの企業が約5割というように、SEJとJES間の差は2割に達する。

自由貿易経済連携協定の適用に関する詳細について回答の無かった企業を除いて計算すると、サンプルの全体的適用度GURは58.2%に及ぶ。このうちSEJの企業は64.3%、JESの企業では51.9%である。

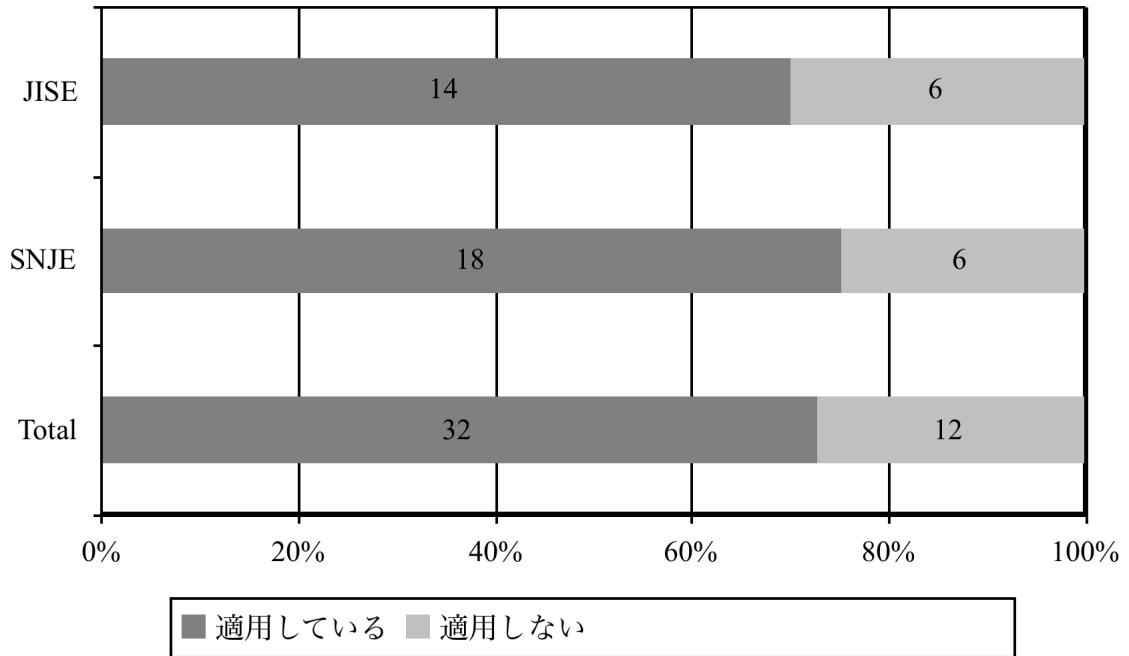
図3 電話調査による自由貿易経済連携協定の適用度



出典： 2010年の秋に行ったSCCIJとSJCCの会員である企業を対象とした調査の結果に基づく独自の分析。

次の段階ではAURの分析を行う。この場合、自由貿易経済連携協定を適用できなかった企業はサンプルから外されるため、20社を引いた合計44社に減少する。この分析結果は図4に表示されている。調査結果を見ると、自由貿易経済連携協定を適用している企業32社に対して、自由貿易経済連携協定を適用できる立場にあるにもかかわらず、適用をしていない企業が12社という割合になっている。従ってこのサンプルにおけるAURは72,7%、その内SEJ企業は75%、JES企業も70%、と類似した割合である。自由貿易経済連携協定について知らなかった企業を除いて計算した適用率に比べ、AURの割合はJESとSEJの差が小さい。

図4 アンケート調査による、自由貿易経済連携協定の調整された適用（AUR）



出典：2010年の秋に行ったSCCIJとSJCCの会員である企業を対象とした調査の結果に基づく独自の分析。

このサンプルは産業部門にも分類化されている（例 表1）が、各部門の企業数が非常に少ないことから、実証には乏しいと言えるだろう。少なくともこのデータによって、機械装置産業（電気）と、時計・カメラ産業のAURが平均よりも低いことが明らかになる。

表1 アンケート調査による産業部門別の調整的適用度（AUR）

| 産業部門 | 適用 | 適用しない | AUR |
|-----------------|----|-------|--------|
| 自動車産業 | 4 | 0 | 100.0% |
| 貴金属、貴石、宝石、真珠等産業 | 1 | 0 | 100.0% |
| 基礎化学製品産業 | 9 | 0 | 100.0% |
| 機械装置産業（電気） | 7 | 6 | 53.8% |
| 時計とカメラ産業 | 5 | 3 | 62.5% |
| プラスチック製品産業 | 0 | 0 | - |
| 非鉄金属産業（鉄鋼等） | 2 | 0 | 100.0% |
| 織物産業 | 0 | 0 | - |
| 合計 | 32 | 12 | 72.7% |

出典： 2010年の秋に行ったSCCIJとSJCCの会員である企業を対象とした調査の結果に基づく独自の分析。

第3章2節 自由貿易協定の適用度に影響を及ぼす要素

自由貿易経済提携協定を適用する要素には何の関係しているのか。この質問については、以下数編の論文が、同協定の適用度と各企業の特質についての調査を通して分析を行っており、本論との比較が可能である。日本・マレーシア自由貿易経済連携協定及び日本・メキシコ同協定（TAKAHASHI, URATA 2010）、日本・シンガポール同協定（TAKAHASHI, URATA 2008）東南アジア諸国連合（ASEAN）との自由貿易協定（WIGNARAJA, LAZARO, DEGUZMAN 2010）日本との自由貿易協定（KAWAI, WIGNARAJA 2009）。これらの調査と本論に記載した独自調査の結果は表2にまとめられている。

それによると、自由貿易経済連携協定についてのアンケート調査の結果を示すGURは、比較調査の結果より高い50.0%である²。しかし90%レベルの信頼区間の下端の40%という値をみると、他の研究者の研究結果の範囲内になる。

他の研究者による調査では、正社員数から見てみると、本研究と同様に、大規模な企業が自

2 他の研究との比較を可能にするために、ここではGURの計算に自由貿易経済連携協定の適用に関する質問に対して回答できなかった企業も含まれている。

由貿易経済連携協定を適用する傾向にあることが示されている（表2）³。この結果の要因として、企業の規模が大きいほど自由貿易経済連携協定を適用するための人材とソフトウェア等を備えていることが挙げられる。また大規模な企業は一回の取引における貿易高が高い上、原産地証明にかかる費用が一定しているため、利幅が大きくなる。そのため規模が大きい企業ほど、自由貿易経済連携協定の適用によって、一般的には経済的な利点が増えるのである。

他の研究者による調査では、両国に拠点を置く企業の方が自由貿易協定を適用する傾向にある事が示されているが、本調査でも数量的な分析によって同じ結果が導き出されている（表2）⁴。この結果は、スイスと日本両国に拠点がある企業は、スイスと日本、両方の市場に価値を見出しているという理由からであろう。またこれらの企業は、自らの関心に応じて自由貿易協定など、規定改正についての情報を積極的に得ようとする傾向がある。自由貿易協定の適用は、恐らくこれらの企業にとって総収益の増強につながるからであろう。

日・マレーシア、日・メキシコの二国間自由貿易協定、それにASEANの同協定についての調査によると、交渉プロセスに積極的に関与した企業が同協定を適用する可能性が高い。今回の調査でも同じことが自由貿易経済連携協定に関して確認できる（表2）⁵。その理由としては、交渉プロセスに関与している企業は、自由貿易協定の交渉状況及び締結予定について熟知しており、それゆえ新たな協定に向けての対策を、早期に練っていることが挙げられる。また交渉プロセスに関与する態勢を整えているということは、予想されている協定に関心があるということをも示唆している。

TAKAHASHI, URATA (2010)、WIGNARAJA, LAZARO, DEGUZMAN (2010) が行った数量的分析では、自動車産業が他の産業と比べると自由貿易協定を適用する可能性がかなり高いという結果を示している。今回のアンケート調査では自動車産業4社だけのサンプルしかなかったため、数量的分析は不可能であった。しかしながら4社とも調査では自由貿易経済連携協定を適用すると回答しており、他の調査との間に矛盾はない。このような自動車産業に対する効果の背景には、恐らく日本側の経験豊富な経済主体が、自由貿易経済連携協定の適用に深く関与しているのではないかと推測される。なぜなら自動車産業の輸出に対する関心は、日本の対外通商政策に新たな方向性を促す要素であり、二国間協定もまた新たな対外貿易の重要な手段であるからである。すでに引用されているJETROの実行可能性調査（2004）でも、スイスの自動車市場における日系企業のマーケットシェアが欧州の競争相手に対して低下したため、スイス

3 数量的方法として独立サンプルのt検定が取り入れられた。自由貿易経済連携協定を適用していない企業の従業員5,117人に対して、同協定を適用している企業の算術平均は3.941である。従って検定統計量のtは2.297であり、5%の有意差である。

4 ここではフィッシャーの正確確率検定によって計算され、カイ二乗の値は0.015で、有意差は1%である。

5 両国に拠点がある場合の影響についての分析と同じようにフィッシャーの正確確率検定を用いて「協定交渉プロセスへの関与」を独立変数とした。この場合、カイ二乗の値は0.032で、有意差は5%となっている。

との自由貿易協定が、日本側にとって有利と見なされたことが要因として挙げられている。但し、自動車産業に関しては、規模の大きい企業のみを指しているのので、他の調査では行われていない企業の規模別の効果を調整する必要がある。これは自動車産業に関する調査結果は産業部門の影響だけではなく、企業の規模による効果も示している可能性があるからである。

表2 企業による自由貿易経済連携協定の適用についての行列式調査結果

| | | | | | | |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|------|-------|
| GUR (全体的適用度) | 45.2% | 29.0% | 12.2% | 32.9% | 3.6% | 50.0% |
| 企業の規模 | + | ++ | +++ | +++ | +++ | ++ |
| 両国の拠点 | | | +++ | ++ | +++ | ++ |
| 交渉プロセス への関与 | +++ | | +++ | +++ | + | +++ |
| 自動車産業 | +++ | | ++ | +++ | | |

有意水準：*** = 1%、** = 5%、* = 10%

「+」は自由貿易協定の適用とその要素における関係性を示す。

この分析での計算方法については、脚注16-18を参照。

出典： ASEAN FHA (WIGNARAJA, LAZARO, DEGUZMAN 2010)、日本自由貿易協定 (KAWAI, WIGNARAJA 2009)、日本・マレーシア自由貿易協定と日本・メキシコ自由貿易協定 (TAKAHASHI, URATA 2010)、日本・シンガポール自由貿易協定 (TAKAHASHI, URATA 2008)、日本・スイス自由貿易経済連携協定 (2010年の秋に行ったSCCIJとSJCCの会員である企業を対象としたアンケート調査の結果に基づく独自の分析)。

第3章3節 自由貿易協定を適用しない理由

自由貿易経済連携協定の適用度と、実際に適用している企業の性質の分析の結果、この協定を適用していない企業には、どのような理由があるのかという疑問が残った。その解析をするために、オンライン調査の結果だけではなく、自由貿易経済連携協定を適用しない企業との電

話インタビューも行った。

適用しない理由の一つは、手間のかかる手続きにある。既に述べたように、一回ごとの取引に対して原産地証明が必要なため、企業にとってかなり非効率なのが現状である。オンライン調査によると、規模が大きい企業は、企業内に基本情報が浸透すると同時に、手続きを自動化させ、負担を軽くする原産地証明専用ソフトウェアを使用し始める。インタビューとオンライン調査の結果には、一般的に中小企業が原産地証明に対応できるソフトウェアを使用していないために、一回の取引にかかる手間が大きいことも記されている。また自由貿易経済連携協定を適用しない企業は、原産地証明に関する規則が厳しいことを不満としている。例えば、企業が何千という部品で構成されている機械を輸出する場合、原産地規則を満たすためには、全ての部品に対する原産地証明を必要とする。あるいは関税が比較的低いため、割に合わないケースもある。さらに軽い重量の製品を日本からスイスへ輸出している企業の場合は、スイスでは関税が重量で決まるため、自由貿易経済連携協定を適用しても、それほど大きな利益にはつながらないのである。しかし企業が「認定輸出者」の資格を得ると、原産地証明書の発行が自動化され、費用を節約することが可能になる。スイスではこの可能性について、他の二国間協定でその導入が予定されていたため、既に業界内に情報が伝わっていたが、日本側にとって、この手続きはそれまで知らされていない改良点である。2010年末の時点で、日本側で「認定輸出者」の資格発行手続きをした企業は1社も無かったが、これは役所の手続きが煩雑なのか、あるいは情報が業界内に伝わっていないことを意味しているのであろう。アンケート調査では、情報が欠如していることも判明した。例えば、スイスと日本の二国間貿易を行っていても、2010年の11月に行われた調査の時点で、自由貿易経済連携協定の締結と発行について知らない企業があった。この結果は、当論文の調査期間の後もAURが高くなる可能性を示唆するものである。

電話による調査では、製品を直接日本からスイスに輸出していない企業もあった。特に日系の機械装置産業（電気）がそうであったが、これによって、この産業のAURが平均よりもかなり低かったことが理論付けられる。インタビューに応じた企業によると、スイスの市場が小規模なので、自由貿易経済連携協定の利点を活用するために、スイスへの輸出を、欧州への輸出と分離させて業務を行うほどの意味がないという。

第4章 結論

BLIND, CHIAVACCI et al.が産業部門別のメゾ分析で調査した日本からスイスへの輸出の調整適用率（2012：表3）の結果と比較すると、このサンプルには何らかの歪みがあるという推測が裏付けられる。つまり自由貿易経済連携協定を適用している企業の方が、この調査により多く

応じている、という可能性が生じるのである。これが特に当てはまるのは、基礎化学製品産業であり、メゾ分析による日本からスイスへの輸出は17.2%であり、今回100%のAURを占めている。

以上本研究のアンケート調査のデータによるミクロ分析を通して、スイスから日本への輸出における適用度の分析結果を出すことができた。このミクロ分析では、スイス側の輸出者による協定のGURの方が、日本の輸出者によるGURよりも高いことが判明した。AURになると差がほとんど無いが、これはサンプルが非常に小さかったためであり、この結果を次回の調査で再確認する必要がある。

さらに、自由貿易経済連携協定の適用度が産業部門によって大きな差が出るという結果を得ることができた。この産業による適用度の大きな差の要因については、他の調査と同様、企業の規模、スイスと日本両国に拠点を置いているかどうか、また協定の交渉段階に積極的に関与していたかどうか、が自由貿易経済連携協定の適用度を高める要素となっていることが分かる。このような要因は自動車産業にも当てはまり、この産業における協定の適用度の高さを理由付けている。自動車産業において、他の要素が加わっているかどうかについては、次回の調査での分析が不可欠である。

我々の先行研究で用いたマクロ分析とメゾ分析からなる二段階分析 (Blind, Chiavacci et al. 2012) にこのミクロ分析を合わせることによって、自由貿易経済連携協定における質の高い調査が可能となった。このように貿易データと経済主体それぞれの動機や行動の分析の結果を総合的に捉えることで、より精密な結果が明らかになる。今後貿易経済学の研究者の中でこの方法の適用が増加すると思われる。

謝辞

自由貿易経済連携協定をテーマとした我々の研究プロジェクトは、以下の機関等の協力を得る事が出来た。スイス外国企業誘致局 (Swiss Business Hub)、在日スイス商工会議所 (SCCIJ)、スイスー日本商工会議所 (SJCC) と日本貿易振興機構 (JETRO)。

本プロジェクトは、2011年9月に東京にてSCCIJの主催で開催されたランチョン及びJETROの協力の下で行われたワークショップで発表され、日本の経営・経済関係者などが参加されました。その際、貴重な助言及びコメントを頂いたことに、また参加者の方々にもお礼を申し上げます。尚、この論文に関しては著者である我々のみが責任を持っており、協力して頂いた機関等の意見や立場は反映されていません。

第5章 参考文献

CHIAVACCI, David

2004 “Recruitment and Employment Practice of Swiss Corporations in Japan: Do Past Achievements Equal Future Success?”. *Asiatische Studien: Zeitschrift der Schweizerischen Asiengesellschaft* 53.2: 491–518.

CHIAVACCI, David / BLIND, Georg / SCHAUB, Matthias / ZILTENER, Patrick
2012 「日本・スイス自由貿易経済連携協定は果たして成果と言えるのか・二段階実証分析による適用度と効果性」 Zurich: Working Paper Series in Social Science of Japan, 01/2012.

CHIAVACCI, David / LOTTANTI, Stefania

1999 *The Japanese Employees of Swiss Corporations in Japan: Image and Reality*. Research Project Report, Swiss Asia Foundation (SAF). Lausanne: SAF.

JETRO (JAPAN EXTERNAL TRADE ORGANIZATION) ジェトロ・日本貿易振興機構
2004 *Report on the Feasibility Study Group on a Possible Free Trade Agreement (FAT) between Japan und Switzerland*. Tōkyō (mimeo).

KAWAI, Masahiro / WIGNARAJA, Ganeshan

2009 *The Asian “Noodle Bowl”: Is it Serious for Business?*. Working Paper Series No. 136, Asian Development Bank Institute (ADBI). Tōkyō: ADBI.

TAKAHASHI, Katsuhide / URATA, Shujiro

2008 *On the Use of FTAs by Japanese Firms*. Discussion Paper Series No. 08-E-002, The Research Institute of Economy, Trade and Industry (RIETI). Tōkyō: RIETI.

2010 “On the Use of FTAs by Japanese Firms: Further Evidence”. *Business and Politics* 12.1: Article 2.

WIGNARAJA, Ganeshan / LAZARO, Dorothea / DEGUZMAN, Genevieve

2010 *FTAs and Philippine Business: Evidence from Transport, Food, and Electronics Firms*. Working Paper Series No. 185, Asian Development Bank Institute (ADBI). Tōkyō: ADBI.